

○競輪場施設改善指針

競輪開催運営ガイドライン 2-1

(平成15年 3月 6日競輪政策決定会議)

最終改正 平成26年 6月26日競輪最高会議

競輪場施設の改修に当たっては、建築基準法、消防法等建築物関係法令による基準を遵守することはもとより、自転車競技法施行規則（平成14年9月13日経済産業省令第97号）、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示（平成18年12月28日経済産業省告示第369号）及び競輪開催の適正化について（平成25年4月1日20130321製局第10号）の要件を満たすほか、下記の競輪場施設改善指針に適合するように行うこととする。

(平19.9.21・平26.3.27 一部改正)

記

1. 施設の構造及び調和

(1) 施設の基本コンセプトの作成

- ① 各競輪場は、快適な観戦及び推理スペースの提供を中心課題とした施設全体についての在り方を定める基本コンセプト（以下「基本コンセプト」という。）を作成すること。
また、初心者、身障者及び女性対応についても十分考慮し、基本コンセプトに含めること。
- ② 施設の配置及び建築物の外観、内装、駐車場及び敷地内路面等、諸施設のデザインは、基本コンセプトを遵守すること。また表示案内等の各種サインは、いたずらに法令用語を引用せず、親しみやすく基本コンセプトと調和のとれたものとする。
- ③ 競輪開催時のみならず、非開催時にも多目的利用を可能とする施設（劇場型ホール等）の設置を考慮すること。

(2) 施設の構造

- ① 主要建築物は耐震、耐火構造とすること。
- ② 仕上げ材は不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とし、かつ、火災時に著しく有毒ガスを発生するおそれのないものとする。
- ③ 敷地境界塀（柵）、競輪場への入退場口と非常口、及び建築物の出入口は、完全に閉鎖できる耐衝撃性の高い材質のものとする。
- ④ 災害発生時のお客様の避難経路を確保すること。
- ⑤ 競技運営等に必要な諸設備に、必要な安全管理及び防護措置を施すこと。
- ⑥ 各施設内の分煙を徹底し、また換気を強化することにより、非喫煙者及び喫煙者双方

に快適な施設とすること。

- ⑦ 各施設の省エネを徹底すること。
- ⑧ 各施設のバリアフリー化を推進し、高齢者及び車椅子利用のお客様にも利用しやすい構造とすること。
- ⑨ 観客席及びお客様の主要動線には屋根を設置すること。

(3) 施設の配慮

- ① 建築物の統合及び立体化を考慮することにより、用地の有効利用を図ること。
- ② 競輪運営各施設の配置については、動線の円滑化及び単純化を図り、かつ、開催執務委員及び選手がお客様と交錯しないようにすること。
- ③ 報道関係各施設の配置については、報道関係各施設相互及び選手管理施設（立入可能エリアに限る。）との動線の円滑化及び単純化を図り、かつ、報道関係者とお客様の動線が交錯しないようにすること。
- ④ 報道関係者の立入可能エリアと立入規制エリアを明確に区分し、立入規制エリアを構造的に遮断すること。
- ⑤ 場内主要施設（観客席、投票所、休憩所、飲食店、トイレ等）は、お客様の動線を十分考慮した配置とすること。
- ⑥ お客様への救急対応としてAED等の救命装置を適切な場所に設置するとともにお客様に分かりやすいように表示すること。

(4) 施設の維持管理及び美化

常に安全性、美観等を考慮し、施設の維持管理及び場内の美化に努めること。

（平26.6.26 一部改正）

2. 周辺環境

(1) 周辺道路

- ① 競輪場施設の快適な環境作りとして、周辺の道路、敷地境界等の美化整備を行うこと。
- ② 道路交通等に支障を来すことなく、お客様の来場の利便性が高まるよう、駅改札口付近、周辺道路の主要な交差点等に、競輪場の位置を示す案内サインを設置すること。

(2) 駐車場

- ① 競輪場周辺の道路交通等に支障を来すことのないよう、駐車場の位置を示す案内サインを、周辺道路に適正数設置すること。
- ② 駐車場内は原則として一方通行とし、車を誘導するための誘導サインの設置又は駐車場誘導員の配置等の措置を講ずること。
- ③ 周辺の状況から駐車場（民間契約を含む。）確保が困難な場合には、無料バスによる最寄り駅と競輪場の間のお客様輸送を強化すること。

(3) 駐輪場

駐輪場は入場門付近に設置すること。また、お客様の自転車・バイクを収納する十分な広さを確保し、自転車・バイクが雨に直接濡れない構造とすること。

(4) バス乗降場

- ① 競輪場のバス乗降場は当該場に直結した場所に設置するとともに、屋根及び誘導柵等の安全措置を講ずること。
- ② バス乗降場の位置を示す案内サイン及び発着時刻案内を、バス乗降場が設置されている駅及び場内も含め適切な場所に設置するとともにお客様に分かりやすいように表示すること。

(平26.6.26 一部改正)

3. 場内お客様サービス関連施設

(1) 入場門

- ① 入場門はお客様が入退場するために十分な広さを確保すること。
- ② 入場門のデザインは、競輪場の周囲の景観と調和が保たれたものとする。
- ③ 入場門の周囲に屋根を設置すること。
- ④ 入場門改札は自動化し、また入退場口は別とすること。

(2) インフォメーションコーナー

入場門に近い場所に設置し、お客様が利用しやすい構造とするとともにお客様に分かりやすいように表示すること。

(3) 初心者ガイダンスコーナー

- ① 初心者ガイダンスコーナーは、初めて来場したお客様にとって、わかりやすい場所、お客様の利便性を考慮した場所に設置するとともにお客様に分かりやすいように表示すること。
- ② マークカードの記入方法、車券の購入方法等をパネル等により表示すること。
- ③ パソコン等の情報提供ツールを設置すること。
- ④ 競技に関する興味を深めるツールとして、ユニフォーム、競技用自転車等を展示するとともに、レース映像を放映できる設備を設置すること。

(4) お客様相談所

- ① お客様との折衝に際して安全が保たれる位置及び構造とすること。
- ② 警備本部、自衛警備本部又は警察官立ち寄り所に近接していること。
- ③ 警備カメラ等の保安設備を有すること。

(5) 救護所

ベッドが設置されており、緊急時に救急車への患者の移送が容易にできる位置及び構造とするとともにお客様に分かりやすいように表示すること。

(6) 喫茶・休憩コーナー

- ① 椅子、テレビモニター及び自動給茶器、自動販売機等の飲食設備を備えた休憩コーナーを場内に設置すること。
- ② 屋内型の休憩コーナーは上記①の他、空調設備を完備し、換気を強化するとともに、分煙を徹底すること。

- ③ 屋外型の休憩コーナーは上記①の他、屋根を設置すること。

(7) 飲食店

- ① 店舗の従業員には常に衛生に留意させ、周辺の清掃を定期的実施させること。
② 各飲食店のメニューは、重複を避け、バラエティーに富むものとなるよう努めること。
特に、若いお客様の嗜好にもこたえられるファースト・フード等の店舗を設置すること。
③ 定期的に出店者の見直しを行うこと。
④ 各飲食店は、下記の事項を遵守すること。

ア. レストラン形式

- 1) 清潔であり照明、採光等により十分な照度を確保すること。
2) 空調設備を設置すること。
3) メニューを入口付近に掲示すること。
4) レストラン内の通路間隔を十分に確保すること。
5) レストラン内は原則禁煙とすること。

イ. 売店形式

- 1) 店舗の外観、内装のデザインは、飲食店としてふさわしい、明るく清潔感に満ちたものとする事。
2) 店舗の周辺はゴミ箱を、他所に比して集中して配置し、ゴミの散乱対策措置を講ずること。
3) 販売する飲食物は、ガラスケースに入れる等衛生面に配慮すること。
4) トイレ及び喫煙所とは一定の距離を置いた場所に設置すること。

(8) トイレ

- ① 内部が見えないよう衝立等で目隠しを設置すること。
② 空調設備を完備するとともに換気を十分に行い、定期的な清掃により清潔さを常に維持すること。
③ 照明、採光等により十分な照度を確保すること。
④ ブースは内開きとし、扉は未使用時は常時開放状態とすること。
⑤ 男子用小便器は個別式便器とし、洗浄方式はセンサー感知式とすること。
⑥ 洗面所はトイレ内に設置し、個別式とすること。また、ハンドドライヤーの設置について配慮すること。
⑦ 各トイレ施設は男女の区別を明確にするとともに、それぞれ一室以上洋式便器を設置すること。
⑧ 各トイレに設置する洋式便器は、温水洗浄便座の設置を配慮すること。
⑨ 女子トイレの拡充、設備の充実、清掃の強化等に特に配慮すること。
⑩ 場内に1箇所以上の多目的用トイレを設置すること。

(9) その他

- ① ゴミ箱及び吸殻入れを、お客様の動線を考慮して場内の最適な場所に適正数設置するとともに場内美化を徹底すること。

- ② 公衆電話を場内のお客様が利用しやすい場所に設置すること。
- ③ 緑地公園やキッズルームを設置し、遊具設備についてはその安全に十分留意すること。
- ④ 専門紙販売店舗は入場門付近に設置し、外観は周囲の景観とも調和のとれたものとする。また、配置もお客様の入退場の動線、一般の通行者の動線を十分に考慮したものとする。
- ⑤ 場内予想台は、外観に配慮し、配置については、お客様の動線及び開催時の競輪場機能との関連性を考慮したものとする。

(平26.6.26 一部改正)

4. 観客席

- ① 観客席は、各席から競走状況を直接見渡すことのできる位置及び構造とすること。また、観戦面でも防護柵等によって視界が遮られないように配慮すること。
- ② スタンドに椅子席を設ける場合は、固定の個人用椅子とすること。
- ③ 照明、採光により観客席に十分な照度を確保すること。
- ④ オッズ表示用モニターを観客席内の見やすい場所に適正数配置すること。
- ⑤ 屋内の観客席エリアに車椅子利用者用の観戦スペースを確保すること。
- ⑥ 屋内の観客席については空調設備を完備するとともに、喫煙席又は喫煙スペースを設置し、分煙を徹底すること。また換気を強化し、非喫煙者及び喫煙者双方に快適なスペースとすること。
- ⑦ 女性のお客様に配慮した女性専用席又はペアシート等の観戦スペースを設置すること。
- ⑧ 高齢のお客様に配慮した優先席等を設置すること。
- ⑨ 有料席は各席に机を確保すること。また床面に仕上材を使用する等内装面を充実させるとともに、観戦面でも格子等によって前面の視界が遮られることのない、見やすい形状とすること。

(平26.6.26 一部改正)

5. 投票施設

- ① 投票施設は観客席から至近距離に設置するとともに、周辺に快適な推理スペースを十分確保すること。
- ② 投票等の窓口をカラーリング、サイン等により明確に区分すること。
- ③ マークカード記載台を投票窓口の周囲に適正数設置すること。なお、配置については、お客様の動線を妨げないようにすること。
- ④ マークカード記載台を中心に、投票施設の周囲に照明、採光により十分な照度を確保すること。
- ⑤ 外向きの窓口については前面スペースに屋根を設置すること。
- ⑥ 非開催日も払戻業務ができる施設を、必要な安全管理及び防犯措置を施しつつ、入場門近くなど至便な場所に設置すること。

- ⑦ 窓口には大型の透明ガラスを使用するなど開放的な構造とすること。ただし十分な強度を持たせるなど防犯面に配慮すること。
- ⑧ 各施設に現金及び重要書類を保管するための設備として据置き型又は床下設置型金庫を設置し、当該金庫の周辺は常に整理整頓し、緊急時に即応できるようにすること。
- ⑨ 窓口の自動化を推進すること。
- ⑩ 会員制等で利用者を限定している特別な有料席（ロイヤルルーム等）にあっては、オープンカウンター形式の投票窓口の設置を推進すること。

（平26. 6. 26 一部改正）

6. 情報提供

- ① 投票施設に附帯して、オッズ表示等を行う情報表示装置（場内モニター等）を適正数配置すること。
- ② 情報表示装置（場内モニター等）の設置にあたっては、お客様の安全面に配慮すること。
- ③ 場内モニターのオッズ表示を固定式表示にすること。また、その際は複数のモニター画面で並列して、枠番連勝式・車番連勝式等全オッズを表示するよう配慮すること。
- ④ 多角的な情報提供が行える各種情報表示装置を設置し、情報の充実を図ること。
- ⑤ 大型映像装置を設置すること。
- ⑥ オッズプリンター等各種情報アウトプット機器類を設置すること。
- ⑦ 情報提供装置については、HD対応とすること。

（平26. 6. 26 一部改正）

7. ナイター競輪

ナイター競輪については『ナイター競輪開催対応施設整備指針』（平成25年4月1日20130321製局第21号通達）の要件を満たすこと。

（平19. 9. 21・平26. 3. 27 一部改正）

8. 審判施設

- ① 先頭誘導選手控室は、走路審判控室に隣接して設置するとともに、必要人数に応じた適当な広さとすること。
- ② 走路審判控室及び先頭誘導選手控室は、お客様のレース観戦の妨げとならないような位置及び構造とすること。
- ③ 決勝審判室、決勝審判控室、走路審判控室及び先頭誘導選手控室に空調設備を設置すること。

（平26. 6. 26 一部改正）

9. 選手管理施設

- ① 管理事務室、番組編成室及び検車事務室は、競走状況が把握できる場所にあること。
ただし、競走状況が把握できない場合にあるときは、競走状況モニターをもって代えることができる。
- ② 検車事務室は、検車場を直接見渡せる場所に設置すること。
- ③ 管理事務室、番組編成室、検車事務室、検車場、選手控室及び出走選手控室に空調設備を設置すること。
- ④ 選手控室は禁煙とし、喫煙場所を別に設置すること。
- ⑤ ハードケース置場を設置し、施錠できる構造とすること。
(平26.6.26 一部改正)

10. 選手宿舎

- 選手宿舎については『選手宿舎の整備・改善指針』（競輪開催運営ガイドライン2-4）の要件を満たすこと。
(平19.9.21・平26.3.27 一部改正)

11. 報道関係施設

(1) 記者席

① 記者席の配置

ア. 記者席は選手管理施設及び観客施設の外に設置すること。

ただし、選手管理施設に近接していることが望ましい。

イ. 記者席から他の立入可能エリアへの動線は、立入規制エリアから遮断すること。

② 記者席の規模

記者席の規模を決定するに当たっては、地元記者クラブ、競技実施法人及び全国競輪施行者協議会に事前に相談すること。

③ 記者席の多目的利用

特別競輪等を想定して、大規模な記者席を整備する場合には、特別競輪等以外の開催でもこれを有効利用するため、その一部を一般お客様に開放できる構造とすること。

(2) インタビュー室

インタビュー室は、選手管理施設内に他の施設と構造的に遮断して設置すること。

(3) 報道関係者撮影エリア

報道関係者用のカメラ撮影エリアは、走路の内外位置に設置すること。また、設置場所はおお客様の視線を妨げないように十分配慮すること。

(4) ラジオ・テレビ関係施設

① スタジオ等関係施設は、選手管理施設及び観客施設の外に設置すること。

② 実況中継席は、原則、競走路全域を見渡せる箇所に設置すること。また、一部死角がある場合は、映像機器により競走状況が把握できるようにすること。

③ スタジオ及び中継用カメラ設置場所は、お客様の視線を妨げないように十分配慮すること。

と。

- ④ 中継用カメラはHD対応とすること。

(平19.9.21・平26.6.26 一部改正)

※当初附則なし

附 則 (平成19年9月21日競輪政策決定会議)

このガイドラインは、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第82号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成19年10月1日)から施行する。

附 則 (平成26年3月27日競輪最高会議)

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日競輪最高会議)

このガイドラインは、平成26年7月1日から施行する。